

公 示

平成23年4月21日11時00分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径30キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態発令時 平成23年3月12日 16時48分
	発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
	放射能等の状況 排気筒モニタの値 : 不明 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値 : 不明
	被害状況 :
	その他特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民は、退避すること。 半径20km以上30km圏内の住民は外出せず、自宅など屋内に退避すること。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内を原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定され、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられること。

公 示

平成23年4月21日11時00分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径8キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	発令日時 平成23年3月12日 5時22分
	発生場所 東京電力株式会社福島第二原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	避難のための立退きをすべき居住者等の区域を東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内の居住者等の区域から半径8キロメートル圏内の居住者等の区域に変更すること。